

事務連絡
平成24年5月28日

各 都道府県
指 定 都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知については、「「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成24年3月30日付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等でお知らせしたところですが、別添のとおり修正することにするので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(照会先)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
評価・基準係 原、中村(3036)
TEL: 03-5253-1111

【児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）】

（修正のポイント）利用者負担上限額管理加算について、従前のとおり利用者負担額が上限に達していない場合も算定対象とする（P13関係）。

（正誤点は赤字下線）

正誤箇所	当 初 発 出 版 (誤)	修 正 後 発 出 版 (正)
P13	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、<u>通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定通所支援の利用に係る通所利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合をいうものであるので、次の(+)又は(+)のいずれかに該当する場合には、この加算は算定しない。</u></p> <p>(+) 1月の通所利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合</p> <p>(+) 通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額が負担上限月額に到達している場合</p>	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、<u>利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</u></p> <p><u>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</u></p>